

「差別を感じている事例アンケート」結果のご報告

平素はNPO法人浜家連の活動に格別のご高配とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が成立しました。平成 28 年 4 月にこの法律が施行されるのを前に、障害のある者もいない者もすべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、横浜市でも差別を解消する具体的な施策の検討が始められています。

浜家連は、差別とは何か、どんなことを差別と感じているかの共通理解を求めるため、平成 26 年 11 月から平成 27 年 1 月にかけて、「差別を感じている事例アンケート」を募集いたしました。

皆さまのアンケートへのご協力に感謝するとともに、このたびその結果をまとめてご報告させていただきます。今後の障害者差別解消のための対応にお役立ていただけると幸いです。

9つの分野別のアンケート回答総数は、317件です。

理事会内部の作業委員会が、次のような手順でまとめの作業を行いました。

1. 回答事例のすべてについて差別の分類を行いました。分類区分は「不利益的取扱いによる差別」と「合理的配慮の欠如による差別」に加えて、差別の性質によるものとしました。差別の性質区分については千葉県条例作成時の作業を参考にしております。
その結果は、「差別事例アンケート内容」表にまとめています。
 2. 分野毎に類似の回答事例を集めて分類しました。
その結果は、「差別事例アンケート 全体まとめ表（概要版）」（資料一〇）にまとめています。
 3. 資料〇の分類内容について差別の分類区分をして事例数の集計を行いました。
その結果は、「差別事例アンケート 全体まとめ表」（資料一）にまとめています。
 4. 分野別の分類内容毎に代表的な事例をとりあげ、差別の性質を分析してコメントを加え、更に差別解消のための対応策を検討しました。
その結果は、「差別事例アンケート 分野別分析表」（資料二）にまとめています。
- 今回皆さまにご報告するのは、上記の「資料一〇」「資料一」および「資料二」です。
横浜市の審議会「差別解消法検討部会」では、上記の資料一を公表しています。

この資料をお読みになるときは、以下の点にご留意ください。

- ① 本資料の内容は、浜家連の作業委員会で作成した試案であり、浜家連理事会等の正式機関で合意承認されたものではありません。
- ② 差別の分類については、作業委員の直感的な判断によるもので、分類区分の各項目の厳密な定義を設けたり、それと照合したりすることはしていません。
- ③ 上記3（資料二）のコメントと対策については、人的時間的制約の中で検討されたもので、あくまで提案一例です。